

町県民税・所得税等の 確定申告の準備はお早めに

問合せ
税務課住民税係
【☎35-1221(内線1131~1133)】

(受付期間は2月16日(金)から3月15日(金))

令和5年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告期間は、2月16日(金)から3月15日(金)です(還付申告は2月15日(木)以前でも行えます)。また、令和6年度課税分の町・県民税(住民税)の申告期限は、3月15日(金)までです。

※「令和5年分」とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

※町役場での令和5年分の確定申告書等の書類が配布できるのは2月上旬となります。

町役場においても、この期間に住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告受付・相談を行います。申告が必要な方は、申告に必要な書類等を準備のうえ、期限内に申告してください。

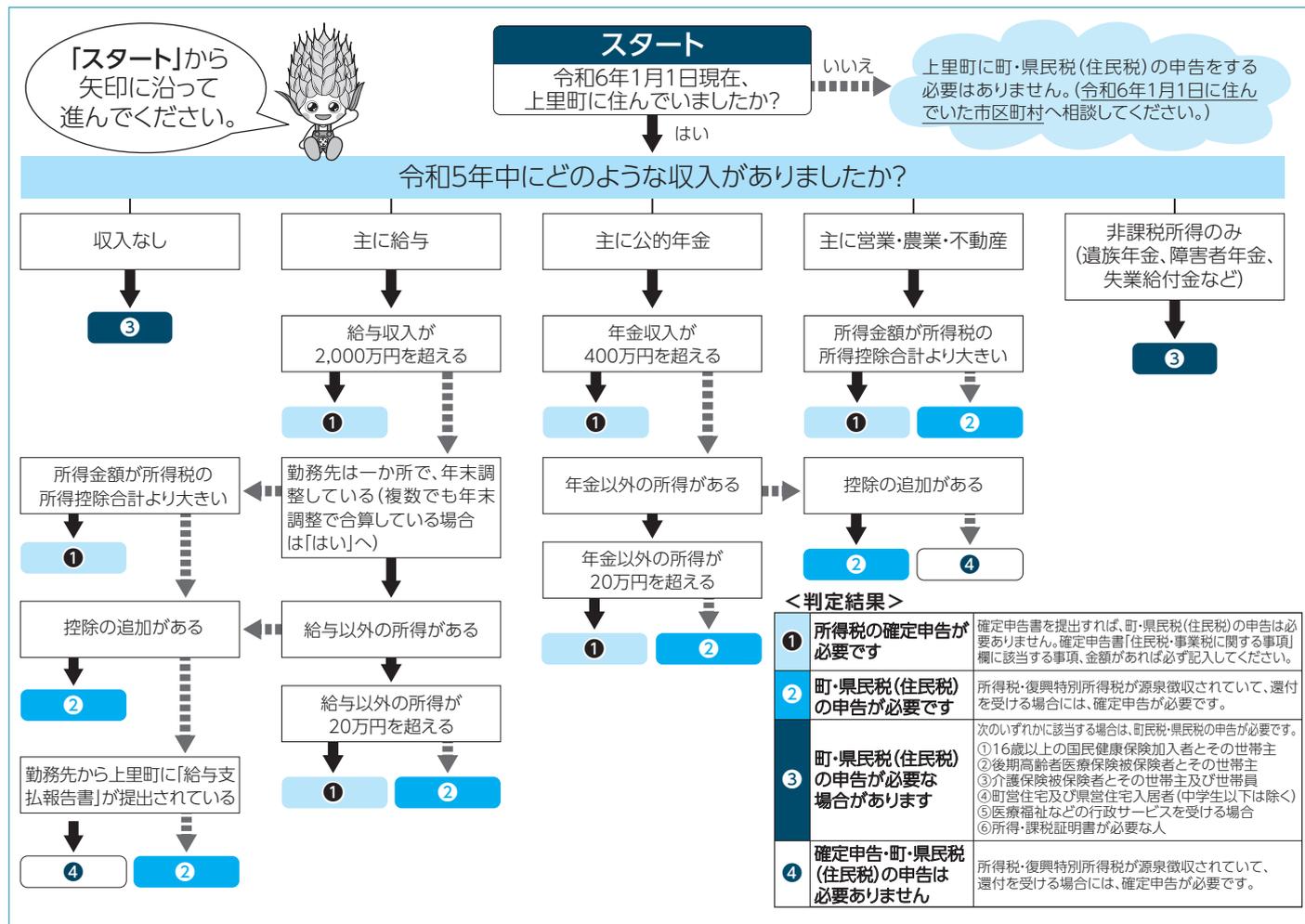
また、今年度の申告受付では、地区ごとの案内を廃止し、2月より整理券を事前配布する予定です(1階⑫番窓口)。当日も申告会場にて整理券を配布しますが、整理券配布状況や混雑状況により、後日のご案内となることもあります。

受付時間 … 午前8時30分から午前11時、午後1時から午後4時(午前11時から午後1時の間も整理券は配布します)

※申告受付等の詳細については、広報2月号および町ホームページでお知らせします。

※税制改正などにより所得税の確定申告が複雑化し、町職員では適正な判断が難しいケースが増えております。その場合、本庄税務署へご案内する場合がございますので予めご了承ください。

あなたは所得税の確定申告それとも町・県民税の申告のどちらが必要？



※上図は、申告が必要かどうかの目安です。ご不明な点がございましたら、問合せ先までご連絡ください。

※①または④に該当する方で還付申告の場合は、本庄税務署において1月4日から還付受付の申告相談を行っています。詳細は広報12月号をご確認ください。

※②または③の場合でも、内容により、町・県民税の申告だけでなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

スマホ申告説明会の開催について

本庄税務署ではスマートフォンを利用した申告説明会を開催いたします。

日時…1月25日(木) ①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～3時30分
会場…上里町役場 3階 教育委員会・行政委員会室 ※申込不要。開始時間までにご来場ください。
対象…①マイナンバーカードをお持ちの方

- ②収入は給与収入と公的年金の方
- ③所得から差し引かれるものが次のイ～ハのみの方
 - イ 医療費控除
 - ロ ふるさと納税などの寄付金控除
 - ハ 年末調整において適用可能な控除で年末調整に間に合わなかったもの

持ち物…①スマートフォン

- ②マイナンバーカード(暗証番号を含む)
- ③給与および公的年金の源泉徴収票

控除を受ける場合は、以下の書類をあわせてお持ちください。

- イ 医療費控除
 - ・医療費通知(医療費のお知らせ)
 - ・医療費を受けた方、受けた病院毎に集計したメモ
(医療費通知を利用する場合にはその診療分を除いたもの)
- ロ 寄付金控除
 - ・ふるさと納税など寄付金の証明書(領収書)
- ハ 年末調整に間に合わなかった控除
 - ・各種証明書など支払いの事実の分かる書類
- ニ 国民健康保険税などの支払いの事実の分かる書類(源泉徴収票に記載のないもの)



<事前に行っていただきたいこと>

- ・マイナポータルアプリのダウンロードおよび初期設定
- ・アンドロイド系のスマートフォンを利用している方はマイナンバーカードの読み取り方法の確認

問合せ…本庄税務署個人課税部門【☎22-2114】

スマホ申告はマイナポータル連携を利用するとさらに便利です

スマホ申告(e-Tax)では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、手書き不要、自動計算により初心者でも簡単に確定申告ができます。さらにマイナポータルと連携すれば、ふるさと納税の証明書や医療費控除の医療費通知などが電子で取得できます。スマホ申告で申告できる内容は年々拡大中です。紙の申告書が不要になる上、書類の添付が省略でき、大変便利です。

2月からの上里町役場での確定申告会場でも、スマホ申告コーナーを設置予定です。この機会にぜひ、スマホ申告をお試しくください。

▼詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆1月の開庁日【休日】(午前8時30分～正午) 1月14日(日)

【夜間】(午後8時まで) 1月25日(木)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第7期の納期限は

1月31日(水)です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

確定申告書作成に伴うお知らせ

確定申告の準備「社会保険料控除について」

令和5年中に支払った、国民健康保険税額、介護保険料額および後期高齢者医療保険料額が記載された『所得申告参考資料（ハガキ）』を、令和6年1月24日（水）（予定）に納税義務者宛に送付します。

※本人や同一生計の親族のために支払った上記の保険税（料）は、年末調整や確定申告（住民税の申告）で社会保険料控除の対象となります。

確定申告書「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄がなくなります

令和4年分確定申告までは、上場株式等の配当等および上場株式等の譲渡所得については、所得税と個人住民税において異なる課税方式が可能となっていました。令和5年分確定申告から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなります。そのため、確定申告書第二表の住民税に関する事項「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄がなくなります。

所得税で上場株式等の配当等および上場株式等の譲渡所得を確定申告すると、その所得は個人住民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることになり、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料など、各種行政サービスにも影響が出る場合があります。



問合せ…税務課住民税係【☎35-1221（内線1131～1133）】

申告相談や申告書の作成に

税理士による無料電話税務相談をご利用ください

下記のとおり、各税理士事務所で、原則として電話で申告相談を行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象…年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、および年金受給者で確定申告が必要な方

相談日時…2月1日（木）～15日（木）（日曜・祝日を除く）の午前9時30分～午後4時

※事前連絡の際に相談日時、必要書類等を確認してください。

問合せ…関東信越税理士会本庄支部【☎35-1128】

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日（木）	菅野 幸夫	24-3602	本庄市若泉	2月8日（木）	黒澤 祥一	33-1414	上里町七本木
	小池 裕太	22-3074	本庄市本庄		松本 悦子	24-1965	本庄市若泉
	柴崎 厚	22-0606	本庄市栄		山下 政信	72-1317	本庄市児玉町吉田林
2月2日（金）	池田 敦司	71-7901	本庄市西富田	2月9日（金）	小暮 眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	田中 圭二	22-3733	本庄市栗崎		多賀 谷実	21-7871	本庄市見福
	持田 修	71-6127	本庄市本庄		宮田 昌代	33-2764	上里町七本木
2月3日（土）	小川 輝	21-0888	本庄市牧西	2月10日（土）	松本 和弘	33-0315	上里町三町
	塚本 雅俊	71-4910	上里町七本木		松本 純一	33-0315	上里町三町
	根岸 精一	21-2235	本庄市五十子		三澤 力男	25-7988	本庄市朝日町
2月5日（月）	入 敏明	71-7792	本庄市千代田	2月13日（火）	藤井 桂一	21-3625	本庄市見福
	岩堀 薫	21-1678	本庄市朝日町		真々田 豊	71-4529	本庄市東台
	田村 幸一	71-7808	本庄市下野堂	2月14日（水）	青木 貴子	22-3491	本庄市南
打越 祐次	21-2800	本庄市朝日町	須永 秀和		22-4867	本庄市前原	
2月6日（火）	松木 正則	34-0307	上里町七本木	2月15日（木）	木村 睦子	23-1120	本庄市けや木
	三沢 俊之	21-2800	本庄市朝日町		田村 修	24-5533	本庄市本庄
2月7日（水）	鴨田 宏生	37-4155	本庄市早稲田の杜				
	塚本 富雄	76-0684	美里町下児玉				
	目時 悟	33-8859	上里町金久保				